

令和元年度総会議事録

1 招集日時 令和2年2月19日(水) 午後1時45分

2 開会日時及び場所

令和2年2月19日(水) 午後1時45分

防府市役所4号館3階 第1会議室

3 閉会日時 令和2年2月19日(水) 午後3時40分

4 委員氏名

(1)出席者(17名)

(1番)石川 眞平 (2番)池田 静枝 (3番)中山 博祐 (5番)井元 均
(6番)吉本 典正 (7番)木原 伸二 (8番)古谷 修造 (9番)光井 憲治
(10番)田村 正信 (11番)石田 卓成 (12番)熊安 悦子 (13番)鹿角 清美
(14番)池田 圭介 (15番)原田 道昭 (16番)内田 成男 (17番)三輪 栄一
(18番)藤井 伸昌

(2)欠席者(1名)

(4番)宇多村史朗

5 議事録署名人

(13番)鹿角 清美 (14番)池田 圭介

6 議事に参与した者

農業委員会事務局長

内田 健彦

〃 事務局長補佐

福谷 英樹

〃 農地振興係長

秋里 幸

〃 書記

益富 綾佳

〃 書記

富永 大志郎

7 提出議案及び報告事案

(1) 提出議案 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について

議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について

議案第 1 1 号 下限面積（別段の面積）の設定について

議案第 1 2 号 土地改良事業参加資格交替の申請について

(2) 報 告 報告第 7 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について

報告第 8 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

報告第 9 号 農地法第 1 8 条第 1 項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第 1 0 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 1 1 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 1 2 号 許可取消申請について

午後 1 時 45 分開会

○事務局 皆様、こんにちは。ただいまから 2 月の月例総会を開催いたします。

本日、御欠席の委員さんは 4 番、宇多村委員でございます。過半数の委員さんが御出席ですので、会議規則第 6 条の規定により総会が成立することを御報告いたします。

では、会長に御挨拶をいただき、引き続き議事進行をよろしく願いいたします。

○藤井会長 （挨拶）

本日の議事録署名委員さんは、1 3 番の鹿角委員さん、1 4 番の池田委員さんをお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案第 6 号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案書は 1 ページ、資料は 1 ページから 2 ページとなります。

議案第 6 号、農地法第 3 条の規定による許可申請ですが、今回 1 件提出されており、所有権の移転で、目的は、耕作規模拡大です。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1 番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3 番 3 番、中山です。

議案第 6 号の 1 は所有権移転の申請になります。現地確認とヒアリング及び農機具等の確認を 2 月 1 1 日に行いましたので、報告いたします。

現地ですが、———と———との中間あたりにあります。譲受人の———ですが、この土地で代々稲作をやっておられます。しかし、現在は所有者がこの———と———という方になっております。私、最初は———とは御親戚かと思っていたんですけども、全くの他人ということで、これはどういうことかと話を聞いていくと、先々代に兄弟で土地を分けられて、その後、

分けられたほうの土地が遺言で全くの他人である——に渡ったということで、このたび、——に渡った土地を、また改めて自分だけのものにしようとして、士気を高めて今後も農業をやっていきたいということでした。ですので、ここ自体は、もう代々、——が所有されて貸与耕作をされております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明をいたします。

まず、1号の全部効率要件ですが、この土地は、毎年、——が耕作されており、農機具等も全部確認いたしました。そろっておりましたので問題ございません。

2号の農地所有適格法人以外の法人規定及び3号の信託要件の規定には該当いたしません。

4号の農作業常時従事要件、5号の下限面積要件、6号の転貸禁止要件も問題ございません。

7号の地域調和要件ですが、こちらも、毎年、この地で耕作されており、周囲との関係は問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決いたします。

賛成いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第7号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案書は2ページ、資料は3ページから8ページとなります。

議案第7号、農地法第4条の規定による許可申請ですが、今回1件提出があり、転用目的は、農家住宅敷地拡張です。

農地区分は、集団農地面積4.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。農用地区域除外手続中でございます。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、鹿角です。

議案第7号の1について説明をします。

この案件は、——の農地を農家住宅敷地拡張の転用許可申請です。

場所は、資料の３ページ、—————の東側に５０ｍぐらいのところでは。

現地確認を事務局２人と池田委員とで２月１４日に行いました。

資料の５ページの緑色の部分が、—————と—————の申請地ですが、資料の６ページの事業計画書の利用計画で、現在、宅地として利用中であると書かれております。

資料７ページに—————と—————の申請地に倉庫Ａ、Ｂ、Ｃが既にあります。これは事後承諾となりますが、このことについては始末書が提出されていることを聞いております。

聞き取りを２月１５日に中川推進委員と—————へ伺い、話を聞きました。今回の申請については、—————で圃場整備の世話人の方から、申請地が農地になっているのに宅地になっているがどうしたのかと聞かれ、この農地のところは２０年前に農機具等の倉庫として、３つの倉庫、Ａ、Ｂ、Ｃは自分で作りましたということでした。無断転用になるとは深く思っていないでしたということで、それで、今回、農業委員会へ始末書を提出し、—————と—————の転用申請をしたところでしたということでした。

申請地周辺農地には悪影響はないと思われます。雨水は自然流下で、今までの農業用水路に流すということと、あとは申請地にますを入れたり、造成等はしないということをおっしゃいました。

皆様方の御審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第７号の１番、承認いたします。

続きまして、議案第８号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案書は３ページから５ページ、資料は９ページから、最後、８６ページとなります。

議案第８号、農地法第５条の規定による許可申請ですが、今回１３件提出されております。

この１３件の転用目的の内訳ですが、太陽光発電が１０件、建売住宅が２件、自己用住宅が１件です。

まず、受付番号１から受付番号５までは、いずれも太陽光発電設備となっています。

受付番号１の農地区分は、集団農地面積０．４haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。

次に、受付番号２の農地区分は、集団農地面積２．０haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。

続いて、受付番号３の農地区分は、集団農地面積０．８haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。

続いて、受付番号４の農地区分は、集団農地面積１．４haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。

次の受付番号５の農地区分は、集団農地面積０．０９haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。

次に、受付番号６は自己用住宅です。農地区分は集団農地面積１４．９haの農地で、施行令第１２条第１号に該当する第１種農地です。許可該当法令は施行規則第３３条第４号の集落接続です。開発許可申請準備中及び農用地区域除外手続中となっています。

次に、受付番号７は建売住宅です。農地区分は集団農地面積６．３haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

続いて、受付番号８から受付番号１２までは、いずれも太陽光発電設備となっています。

まず、受付番号８の農地区分は、集団農地面積９．０haの農地で、規則第４５条第２号に該当する第２種農地です。——から約３３０mの場所です。

続く受付番号９の農地区分は、集団農地面積７．４haの農地で、規則第４５条第２号に該当する第２種農地です。——から約４１０mの場所です。

続く受付番号１０の農地区分は、集団農地面積０．６haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。

次の受付番号１１の農地区分は、集団農地面積０．０２haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。

次に、受付番号１２の農地区分は、集団農地面積８０．９haの農地で、規則第４５条第２号に該当する第２種農地です。——から約４４０mの場所です。

最後の受付番号１３は建売住宅です。農地区分は集団農地面積０．０７haの農地で、規則第４３条第２号に該当する第３種農地です。——から約２７０mの場所です。開発許可申請の準備中です。

以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、１番、地元委員さん、説明をお願いします。

○１番 １番、石川です。

資料は９ページから１４ページになります。

議案第８号の１は——の農地を転用し、——が太陽光発電設備を建設したいという申請です。

現地確認を２月１４日、宇多村小委員長及び事務局２名と一緒に行いました。また、ヒアリング

を2月12日に——と、それから、13日に——と行いました。また、14日には——に電話をしてお話を聞いております。その結果を報告いたします。

現地は——から北へ500mの地点ですが、——になります。譲渡人の——は、現在、9反程度の農地を所有しており、6反で水稻栽培をされています。夫婦とも高齢で、今、——を超えていますので、農作業を続けることがだんだん困難になって縮小を考えていらっしゃると思います。

この農地については、数年、御兄弟が作付されておまして、去年は作付をやめていたということですが、管理はよくされております。草も刈ってありますし、管理はできております。

隣にもう1枚残るんですが、それ以外の農地は——にあって、そこは水稻を植えているということです。

ここの農地、御兄弟がもうやれないということで、管理が難しくなり、誰か譲り先がないか探していたところに今回の話があったということです。

譲受人の——については、多分、最近、こういう太陽光発電事業に参入されたんじゃないかと思うんですが、現在、——に1カ所、太陽光発電を建設中で、これは完成しているそうです。まだ接続はしていないということですが、1カ所ありますということで、これが2カ所目になります。

工事は——が行います。整地と書いてあるんですが、行ってみると、ならすだけ、今の農地をきれいに平らにならして、そのまま建てるということです。防草シートもやりませんということでしたので、管理をどうするんですかと聞きましたら、当面、自分で通って草刈りのような管理はしますと言って、——ですから遠いですねという話をしたら、それはあなたの見解でしょうと言われて、私は遠いと思いましたけれども、そう言われると通えるのかなということで、将来的には自分で防草シートは張るつもりですということでした。

一応、ほかには特に問題もないですし、地元の水路清掃等も参加できないときには事前にやっておくということでしたので、その辺は特に問題はないと思います。

ただ一つ、今回驚いたのは、——に最初に話に言ったときに、私は——に売ったと言われるんですが、資料には——と名前が出ていますよという話をしたらそんな人は知らない、そういうところから始まりましたので、——、行政書士に確認をしたところ、不動産業の免許を持っているということですので、——が不動産業として土地を探して歩いて、売るところを見つけてあっせんをしているという状況のようです。太陽光発電、ほとんどそんな形ではないかと思います。その後、説明に行ってもらいまして、——も納得されたので今回は問題ないですが、そういうこともあるということで報告しておきます。

それから代替地がないという条件があるんですが、もちろん、この方、ほかに土地を持っていな

いので、ここだけということですから、代替はないということになります。

皆様の御審議をよろしくお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番の池田でございます。

議案第8号の2番、太陽光設備による所有権の移転の申請でございます。

資料は15ページから20ページをご覧ください。

場所は15ページを見られましたら、———の南側で、もう一帯がかなりの太陽光になっております。集団農地面積2haの第2種農地でございます。

2月14日、午後3時、事務局2名と宇多村小委員長と私の4名で現地確認をいたしました。調査報告をいたします。

2月17日、午前11時過ぎに———の奥さんと電話でヒアリングをいたしました。2年前より会社の方が来られ、3度くらい会っていて、荒廃地をどうすることもできず、話を決めたとのことでした。———の———とも電話でお話を聞きました。休耕地であり、———より草の管理が大変と相談を受け、売買交渉が成立したため決めたとのことでした。

周辺の水路などの清掃管理とか、周囲の柵、看板の設置など、そして、その後のきちんとした管理をお願いいたしました。

以上でございます。審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番の池田でございます。

議案第8号の3番、太陽光設備による所有権の移転の申請でございます。

資料は21ページから26ページまででございます。場所は21ページをご覧ください。

——地域でございます。申請地の斜め向こう、——と書いてあるあのあたり、——です。

2月14日の午後3時15分ごろ、事務局2名と宇多村小委員長さんと私の4名で現地確認をいたしました。その調査報告をいたします。

2月17日、お昼前ですけど、——に電話でお話を聞きました。——は、——より相続で取得されましたが、荒廃もひどくて管理ができない、そういう状況で悩まれていたそうです。——も自宅の斜め前なので、普段からとても気になっており、——に声をかけられまして話が成立したとのことでした。——にも事情をお聞きし、——が地元の方なので、管理もきちんと行き届くでしょうが、くれぐれもよろしくお願いしますということを私もお話いたしました。

また、——にはこれまでどおり、これは御本人には私が言ったんですけど、これまでどおり周辺の水路の清掃とか管理、それから、柵とか看板の設置など、また、近辺住宅とのトラブルなどが起きないようにしっかりとお願いいたしました。この件も、地元委員といたしましても、やむを得ない状況ではないかと思われま。

どうぞ皆様方の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、可決、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 8番の古谷です。

議案第8号の4は、——の農地を——が太陽光発電設備のため購入したいとする所有権移転の申請でございます。

資料は27ページから32ページです。

2月12日に農地の現地確認を吉本小委員長さんと事務局の方で実施いたしました。本案件は、最後のページ、18ページ、報告第12号で許可取消申請が出ておりますが、平成28年3月の月例総会の議案第15号の1でこの農地を——が使用貸借し、太陽光発電設備、資材置場、駐車場とする申請で皆さんより承認がされたものですが、これらの工事を請け負っていた——がその後——したため、工事がされず、今回の申請に至るというものでございます。

この取引のお世話をした、今回の取引ですが、———の———に2月14日に電話にて詳細にお聞きし、また、同日、———に電話にてヒアリングをいたしました。それから、農地の所有者の———には、2月15日に電話にてヒアリングをいたしましたので、この結果について御報告をいたします。

この農地の場所は、お手元の資料の27ページに記載がありますが、———より直線で約100mの北側にあります。———の定款でチェックをいたしました結果、平成29年10月に太陽光の売電事業が追加されており、また、このたびの資金繰りについてですが、———からの融資が既に決定いたしております。

なお、現在、———と———で太陽光発電所がある旨、お手元の資料の30ページの事業計画書に記載がありましたので、これの確認をしたところ、———に1カ所、———に2カ所が既にこれらは稼働しており、これの年商額は約700万円ということです。また、———にはこのほかに6カ所、これは今年から稼働するため、大体3,000万円ぐらいの年商高になるんじゃないかということでした。

この農地の転用に当たっては、第2種農地でありますので、2つの審査基準というものがあります。

まず、立地基準についてですが、周辺の他の農地では、事業目的を達成することができない場合はよいという規定がございます。

次に、一般基準についてですが、このことが確実に転用されるかどうかということですが、特に今回は前回がそういうことでありましたので、今回、———が対応されており、また、資金計画の内容や当事者との私がヒアリングした内容等から、これらは確実に転用されると考えております。

また、周辺の営農条件に悪影響を与えないかについては、お手元の資料の27ページ、元に戻ってみていただくとわかるんですが、既に周辺の農地は太陽光発電設備関係で農地転用されており、周辺の農地への影響は特にないと判断いたしております。

報告は以上ですが、地元委員としては、この転用については特に問題がないと判断いたしておりますが、皆さんの御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、可決、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○事務局 すみません。本来なら地元委員から御説明をいただくところですが、事務局から説明いたします。

議案第8号、5番につきましては申請書類が整っていないため、今回は審議を保留といたします。事務局としても受付の段階で書類の不備については今後とも気をつけて対応していこうと思います。申しわけありませんでした。

○藤井会長 今の御説明でよろしいでしょうか。

それでは、5番は取り下げるということで了承をいただきます。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番の木原です。

議案第8号の6は、———が———の農地に自己用住宅を建築したいとする案件です。

2月12日の事務局の方と吉本委員さんとで現地確認し、———にお話を聞きました。

申請地の場所は、———の東側境界のすぐ隣にあります。

お二人の関係は親子で、———がこのたび家を建てたいということで今回の申請になりました。

現況は畑として利用していますが、一部、既に倉庫になっています。これについては始末書を提出しておられます。

今回の農地区分は第1種農地ですが、施行規則第33条第4号、集落接続が適用されます。また、周辺の農地への悪影響も特にはないと思います。

排水につきましては、汚水は合併浄化槽を利用いたしますが、地元の農家や水利組合に説明をされています。

報告は以上です。御審議よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 それでは、6番の吉本です。よろしくお願いいたします。

8号の7、4ページ、これは4軒の方の土地を————が買い取られて建売住宅にするということです。

資料の45ページを見てください。

ここに、上に——があるんです。——が斜め上に走っているんですが、申請地の上のところは、————の土地で進入路になります。下の申請地と書いてある枠があるんですが、これは3人の方が、向かって左側から————、————、————という方の土地になります。実はこの土地は耕作放棄地で、草は刈らず、木が茂って、大変近所に迷惑がかかるから指導をしたんですけど、3年前ですか、1回だけ刈ってもらったんですが、ガマなんかが多くて手を付けられなかったという非常に残念な状態でした。

2月12日の14時半から事務局の2名と田村職務代理と現地調査いたしました。その後、13日の16時40分ぐらいから各譲渡人の方、あるいは行政書士さんといろいろ面談、あるいは電話で話をしましたので、その内容について報告をいたします。

場所は————の東になります。

それと、2月13日に水利組合の————とも対面し、同意したということで確認したんですが、1件心配事がありまして、49ページの図の下の方、——から————の土地に入ってくるんですが、そのすぐ宅地を建てる場所に農業用水路があるんです。ここがどうなっているのかと水利組合の担当の人に聞いたら、よくわからないと言われますから、ここは行政書士の方に、——に聞いたら、断面については現行どおりここは確保して工事をするということを確認しております。したがってここはこれでオーケーだと、これは13日の16時半からその辺の確認をしております。——世帯の住宅ができるということで聞いております。

あと、不動産の————のほうは、電話ですけど、土地の買取について確認をしたんですが、従前から実はこれを購入したかったが、入口の————という方がなかなか売ってくれなかったというのがあり、今回、かなり御高齢で手放したいということで、3軒の方が一気に一緒に売却することになったようです。

もう一つ、45ページの申請地の右側に田があるんですが、あれもまた同じような状況の田です。耕作放棄地で手を入れてくれない田んぼがあるんですが、名義が変わっていないくて、今回、購入ができなかったというのがありまして、そこがまた、耕作放棄地のままという形になります。

現場で一応、この耕作放棄地の関係について検討した結果、立地基準、あるいは————、この資金計画とか、そういうことも考慮しまして、全て問題がないと判断をいたしました。皆様方の御意見をお願いいたします。

以上です。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、可決、承認いたします。

続きまして、8番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番の光井です。

議案第8号の8について御報告をいたします。

資料については、51ページから56ページまでに記載してあります。

本議案は、———の農地を———が取得してから太陽光発電の事業として使用するという議案になっております。

場所については———の———ということで、今まで何度となく売電の事業の議案が上がっている所にあります。

現地調査につきましては、2月12日の午後、関係者4名で行っております。

地主の———につきましては、聞取りについては2月9日に電話でお話を聞いております。既に———につきましては、昨年11月、この地区の中にある別の農地を売電の事業者へ売却されているということで、このときにお話を1回聞いているんですけれども、これと同じようなことを申されております。家族の中で農業をする者が誰もいない、それから、管理もできないというわけで、農地の草刈りの管理、それから、定期の川ざらいもいつも不参加で不参加金を出して、年金生活なのでこれの出費が相当かさむということで、今回、この売電事業の計画で話がまとまり売却するというをおっしゃってございました。

それから、今回、購入される———については、この———の中で売電事業を開始されているところがもう1カ所あり、現在、盛んに工事をしている所が2カ所あります。それで、今回が4カ所目の施設になります。

———の———とは、2月13日、電話で、設置後の管理について、徹底した管理をお願いするということでお話を進めております。———につきましては、昨年の1年間、彼の管理状況から見て特に問題が発生するようなことはないと思います。特に———の定期の川掃除とかにも全て出ておられますし、特に管理は十分にやってもらえるものと確信しております。

以上で報告を終わります。皆様の御審議よろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○11番 11番、石田です。

ついにここも太陽光で行きわたってしまうんだろうと、地域として集団的な農地の利用をあきらめられたんだろうと、残念でならないんですけど、どこの地域もやっぱり2種以下の農地はほとんどこういうふうになっていくと思うんですけど、今日はあとでその話もあるのかもしれないですが、このまま放置でいいのかなと。こういうところがどんどん無秩序に造成されて、集団的な利用がますます困難になって。周りでやっている農家がもしあれば、その人にもかなりの影響を与えてしまうんだろうと。どうしたものか、市としてとある程度の方針を示してもらおうとか、将来どういう利用を目指しているとか、そういうビジョンも本当は要るんじゃないかなと。

じゃないと、本当に無秩序に集団的なところが虫食いのように……。太陽光以外ではほかは使われるはずがありませんよね、ここは。集団的な農地として、せっかくまだ1町以上残っている、2町、3町ぐらいは残っていると思うんですけど、そういうところも農地として復活する見込みが、こうやって太陽光ができたらなくなるんですよ。地域が望めば農振農用地に戻すことも可能というのは市からも聞いたことはあったんですけども、みんなが望まればですね。今回、これだけ見れば間違いなくそれは無理だと感じるわけですけど、いかがなものかなと思いました。所感を述べさせていただきます。

○藤井会長　そういうことですが、今の御意見に何か御意見があれば。どうぞ。

○5番　5番の井元です。私もすぐ近くの—————に長年いたので、ここの圃場の状況、地元の光井さんは多分言いにくだらうと思うので代わって申しますと、まず水、—————のところに—————池があるんですが、そこからなかなか水が取りにくいという事情があるというのも聞いたことがあります。農道とか水路の三面側溝の整備、道路もされていないんですよ。だから、大型の農機とかが非常に入りづらいと。私も以前はここらあたりの倉庫に肥料とかも配達していたんですけど、道がよくないということもあって、正直申しまして、農地としては非常に作りにくいという感じのところですよ。

皆さん高齢化されて、前回も太陽光で名前が出ていた方なんかはすごく熱心な方だったんですね。体調が不良とお聞きしたんですけど、それでも高齢化が進んで、よっぽど若手のやる気のある方が土地利用型で就農しない限りは、相当維持が難しいと。だから、皆さん売れるという話があるときに、こうやって手放しておられる状況だと思います。ここの地域については、仕方ない部分があるんじゃないかなと、個人的には思います。

以上です。

○11番　ありがとうございます。まさに現状はそのとおりだと思うんですけど、将来的な目標、地域ごとにどうしていくんだというある程度の漠然としたものでもいいんですけど、絵に描いてそれを見せない限り、われ先にと、それは当然不安になって売り急ぐんですよ。なので、ここは—————が来るときに何か使えるんじゃないかということで、農振に指定されていないという事情がある

みたいですけど。どこの地域もそうですけど、さっき土地利用型の新規就農者という話もあったけど、現状、行政はほぼ100%、施設園芸しか、露地野菜ぐらいしか進めていないわけで、全く改善に向けて物事が進んでいない。新規就農なんかでも結構なお金を入れているにもかかわらず、全く地域農業というのは無視され続けているというのがいかなものなのかなと思って、解決策をここで御提示できるわけじゃないですけど、問題提起させていただきたいと思います。

○藤井会長　ここは、それこそ議員さんのほうがよく御存じじゃないんですかね。市が都市計画のマスタープランで、ここを農振地区に入れない理由が何かあるんでしょう。

○11番　これそのときに聞いたら、当時、宅地とかになるんじゃないかと、——が来るからですね、そういうことで農振は外したということは聞いているんですけど、現状、今回太陽光、これ建ち出す前については、その地域の方が望むのであれば戻すこともできるし、農振に指定することもできるし、ただみんなが同意しないとできないですけど、という話は市の方とはしていました。できるけど、それを望まれる方も多分いらっしゃらないだろうなと感じたんですけど。

○藤井会長　光井さん、何かあったら。

○9番　私が思うのの一つは高齢化ですよ。一つは農業に魅力がない。皆さん御存じと思うけど、政権が民主党に変わったときに、戸別補償というのがあったんです、1万5,000円。そのときは私もかなりやっていたから、各農家と話をしても、かなり喜んでいました。これが経営の足しになる、利益になるということで、なかなか農業で利益を上げて、機械の更新とか今は難しい現状です。

今、私はここで取っている以外にも農業新聞を見ているんですけど、米の在庫が余って、問屋は5年間で過去最高の在庫を抱えて、12月ぐらいから米の動きが全く悪いということも書いてあるので、そんなのを農家の方は見ておられるんだろうと思うんです。

この地区についても、私、ここで若いころは2haぐらい、——で耕作をしていたんです。けれども、ここは土地改良区に入っていないくて、農道の整備とか水路の整備をしていなかったというツケが今出て、これが太陽光になったんじゃないかと思うんです。

一つ悪いのが、ここの規約で、草を刈るなどは耕作者がやらなくてはいけないが、年3回の川の

掃除は地主が出ないといけないという規則があるんです。田んぼを持っておられる方はじいちゃん、ばあちゃんしかおられないわけ。杖をついて出てこられるんです、3,000円が惜しいから。中には、足腰が悪いからと、年間9,000円を一括して払われるかもしれないです。それを年金の中から、たかが9,000円、されど9,000円と言うように、大変な出費になると言われるんですね。

このたびは、こういう売電事業が盛んにこの地区で行われるようになった。川掃除も出られないから売った方がいいよとか、そういうふうな噂が広まって、それなら私も売ったほうがいいんじゃないかと、話が過大になったかどうかはわかりませんが、またこの地区にはもう一つ、議案8号の9で出てくる——の——と水利組合の者と話をしたんですけど、この中で農地を持っておられる方、土地を持っておられて百姓をやられていない方の家へ、——の会社が回っているのを知っているかと言われたので、僕はこの中に農地がないからわからないと言ったら、——にある——という会社が全て手付金を払っているか、仮契約をして、ほとんどの土地を押さえている。だから、今年は作ってもいいけれども、来年からどうなるかわからないねというので、水利組合の世話をしている者も、周りが全部太陽光になったら、私だけが頑張って農地を守っていくということも相ならんようになるから、仮契約の書面に判子を押した、というふうなことを初めて聞いた次第で。また、——が進めているのは、今、審議に出ているのはほとんどが低圧ですね。これを高圧で全部田んぼを押さえて、大々的にやるというような噂が出てくるから、止めるに止められないような時期になっているのかと思います。

○藤井会長 何かございますか。こういう形はここだけじゃなくて、全ての地区で同じようなことだと思うので、どうするかは全体で考えなくてはいけない問題で、これを一つの教訓として、こんなものになったらどうしようもなくなるので、地域の農業、農地をどうやって守っていくかはまた皆さんを含めて、地域の人も含めて、いろいろ話を進めていきたいなと思うぐらいしかありません。

では、もとに戻ります。この議案で何か御意見がある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番、可決、承認いたします。

続きまして、9番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番の光井です。議案第8号の9について報告いたします。

資料は57ページから62ページまでです。

本議案は、——の所有農地を——が購入して、太陽光発電の事業とし

て使用するという議案になっております。

場所につきましては、先ほど申しました——の——、先ほどの議案よりちょっと離れたところになります。57ページを見られたら、すぐわかると思います。ちょうど北側になるんですか、先ほどの下のほうになります。

現地調査につきましては、2月12日午後、先ほどと同じメンバーの4名で行っております。地主の——の聞き取りについては2月9日の夕方、本人宅に出向きまして、お話を聞いております。——、この方も、農地は持っておられるんですけど、農業は全くやられたことがありません。特に、持病があるというので、水路、農道の草刈り等の管理を近所の方をお願いしておられるようです。この方も、年間の維持管理費が相当かかってにっちもさっちも行かないというので、今回このような事業が進んでいるので、これを機に土地を売却することに決めたと言っておられました。

なお、この農地の周りは、縦の筋については、もう作っておられる方はいらっしゃいません。というのが、ここは——側の方に水路があるんですね。農地より3mぐらい高いところに水路がありまして、この水路というのは、雨が降ったときに——の水の逃げを作るために、2mぐらいの水路があって常に水が流れているということで、この申請の田んぼも3分の1ぐらい向こうまで行ったら、いつも緩いから、コンバインが回れないんです。3分の1ぐらいはコンバインで行って、そのまま今度はバックして、それからまた刈り出すというんです。向こうへ行くのは、長靴を履いてから鎌で刈って、鎌で刈った稲を束ねて、コンバインが行けるところまで持っていくと、そういう状況です。

だから、この周りで、私も昔はよく見ていたんですけど、コンバインやらトラクターが埋もれて、業者を呼んできて大きなトラクターで引っ張ったり大ごとというので、結局ここは誰も手をつけなくなりました。今のコンバインはざっと30cmぐらい胴が上がるから通るかもわかりませんが、昔のコンバインは胴が上がりません。ずっと行って、埋まってから腹がつかえたらにっちもさっちもいきませんので、そういうことで、やっておられる方も毛嫌いして、この筋は全部撤退されました。だから、20年、30年前から耕作されたことがないような農地です。

余談になりましたけど、今回のこの土地を購入される——ですが、担当が——ということで、2月12日、会社へ電話をかけまして、管理をお願いしていたんですけども、この会社はこの地区に進出するのが初めてということで、後でどうこう言ってトラブルになったらいけないので、こっちに来て話をよく聞いてくれないかと言って、17日に——から来ていただいて、水利組合の代表と私、それから担当の——、3名で現地に行って、草刈りや泥上げのやり方を、——の水利組合の規約どおりのことを全てお話しして、来年から始まる川の掃除とかの行事予定は書面で送るから、必ず当日には出る、出られなかったら負担金の3,000円を

出しなさいと言って、承諾をいただいております。

あとは、59ページで、———の農地は2枚あるんですけど、緑で囲ってあるのを今回は売却される。それから、この下はまた同じ会社の———が近々買うというようなことを言っておられました。何か続けて購入してもいいのかどうか聞いたんですけど、それは別に規約に関係ない、私のほうでは中電と交渉してからやることで、国の補助金をもらうとか関係ありませんから、この土地もいずれは議案に上がりますから、よろしくというようなことを言っておられました。

あとは、特に問題はないと思いますけど、この農地は何十年と草を刈っていないような、立ち木もかなり大きくなっているような農地ですから、農地には復元できないし、復元しても誰もやる方はいらっしゃらないと思います。

以上で報告を終わります。皆さんの御審議をよろしくお願いをします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、9番、可決、承認いたします。

10番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番、石田です。本案件ですが、———の———北側の農地を———という方がお持ちですけど、———の、———営業部長さんというのが———という方で、これが防府におられます———この会社に売却しようとするものです。

13日に会長と事務局と一緒に現地確認に行っています。譲渡人の———にお話を伺ったところ、もう15年ぐらい田んぼを作っていませんでしたと。道具も持っておりませんので、将来も作れる見込みがありませんと。ただ、トラクターだけは持っていたので、たまに耕して保全管理をしておりましたと。ただ、今回、太陽光のお話をいただいたので、63ページですけど、図面右側の農地がちょっと前に太陽光に転用されて、それならうちもということで、この際、手放すことを決断されたということでした。

すぐ西側に———というお宅があるんですけど、このお宅にはしっかり説明を、と話しましたところ、既に説明をしておりますし、自治会長さんにも説明はしておりますと、太陽光発電の会社からは説明を受けております。

以上です。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、10番、可決、承認いたします。

続きまして、11番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番、石田です。本案件ですが、——の——にお住まいの——の農地を先ほどと同じ——が取得し、太陽光発電設備を設置されるというものです。

先ほどと同じ13日に、会長、事務局と一緒に現地確認をしております。現地は、草刈りとか当分されたような形跡はなく、やぶのような状態になっておりました。持ち主の——、——になられたということですが、お話を伺ったところ、この農地は、もともとミカンなんかを植えていたそうなんですけど、もう20年ぐらいは作られておりませんで、——のときに土砂で埋まってしまいましたと。埋まった土砂は除去されたそうなんですけど、結局その後に耕作できずに、やぶのような状態になってしまいましたということで、今後も、息子さんが今——にいらっしゃるそうで、戻る見込みがありませんということでした。

69ページの地図の申請地の右下にも斜線のところがありますけど、ここも先日、——が農地転用をして太陽光発電に変わっております。

地元委員としては、やぶになっているよりは太陽光のほうがまだいいのかなと、現地を見た感じでは思いました。

以上、皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、11番、可決、承認いたします。

続きまして、12番、地元委員さんの説明をお願いします。

○15番 15番の原田です。議案第8号の12の許可申請は、——の農地を——が譲り受けて、太陽光発電のために購入したいという案件です。先ほどからずっと出ていますように、太陽光発電が多いんですが、この地も太陽光だらけになりそうな雰囲気のある土地です。

現地確認を2月13日に、事務局2名及び内田委員と行いました。また、———及びお兄さんの———に、2月14日に面談をいたしました。また、———の担当者にも電話にて聞き取りをいたしましたので、これらについて御報告をいたします。

現地は、資料の75ページのとおり、———と———の———のちょうど東側に当たる一画です。農地区分は第2種農地となっておりますが、75ページを見ていただくと、農地転用済みというのがございます。一番北側のところは、———の駐車場ですが、それ以外は全て太陽光ですね。すぐ北側の左側の上のところは今工事中というような状況ですね。

今回、申請してある場所、太陽光があるところ一帯は圃場整備がされていない地域でありまして、この一帯が一部はかなり木が生えて、とても農地には復帰ができないような耕作放棄地という状態です。

———に話を聞きましたら、———の土地も30年ぐらい耕作はしていないということで、77ページの図を見ていただきたいんですが、———の土地の右側にあります、これは農道ですね。この農道から右側の土地は全て圃場整備されていますので、何をやるにも基本的には許可できないということで、左側のほうが全く圃場整備がされていない農地で、もともと先ほど言われていました湿地帯、湿田で、何を作ってもうまくいかないということから、30年近く、———だけではなくて、すぐ隣の———、———、———、この上は名前を書いていませんが、———という方がいらっしゃるんですが、いずれも全く耕作がされておりません。一部、———のところはきちんと定期的に草刈りをして、保全管理はしていたということです。

今回、高齢になったということもあって、ほかにも———は土地をお持ちですが、それは別の担い手に作ってもらっているということで、今回、太陽光の話があったので、売却を決意したということです。

どうも———の土地以外の周りにも、全て太陽光の話がどうかという打診があったようですが、皆さん断られたみたいですね。荒れているんですが、売りたいという人もいらっしゃるということで、———は変形の土地なので、どうしても私は売却すると、周りの人にも話をしたということでした。

先ほどから農地をどう守るかという話が出ていますけれども、こういった圃場整備がされていない不整形な土地、それと水の便とか土地の状況が非常に悪い所は、どうしても耕作しないのが続いてしまう、そのうちに木が立ってしまうということで、ある程度やむを得ないのかなという気はしております。

それから、今回の業者は———ですけれども、この会社は結構担当者がころころ替わること割と知られているんですが、たまたま———のところに行ったら、今日こんな文書が来ましてということで、———から、現在担当している———が退職いたしました、早

急に後任を決めますので、しばらくお待ちくださいという文書が——から送られてきていましたので、すぐ——のほうへ電話して、どうなっているのかと聞いたら、折り返し15日に、私が今度担当することになりましたという——の営業所の営業マンから電話がかかってきました。

「引き継ぎは」と言ったら、「まだしていません、今からです」というような状態で、契約の中身も含めてきちんとやってくれるように話はしたけれども、——に聞いたら、契約の話が出てから担当者が替わったのがこれで3回目と言われておりました。信頼していい会社なんではないかと心配していましたが、今まで結構全国でやっている会社でもありますし、今回の話も地元の別の方が仲介で口をきいたりしているような状況でしたので、その点は心配ないでしょうというお答えをしております。

事業計画等も特に問題点はなく、そういう土地ですから、営農条件に支障を生ずるおそれもないと思いますので、この件につきましては転用はやむを得ないと考えております。

皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

○1番 事務局にお聞きするんですが、すき間があるんですけど、余りすき間があったらいけないような気がするんですが。

○事務局 すき間というのは、間の法定外の……。

○1番 全部パネルを並べず周りが空いているから。

○事務局 これが農地に対してどのくらい有効活用するかという問題になると思いますので、防府市では、いわゆる建ぺい率を、建売・自己用住宅とかと同じ考えを適用しております。22%以上を考えております。それ以上であつたら有効利用されていると考えておまして、この案件に関してはそのパーセントを超えているということで。どうしても空くところもあるから、逆にここを分筆して農業をしることも徒に言えないところもありますので、基準としては22%以上と考えております。

○藤井会長 いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、12番、可決、承認いたします。

続きまして、13番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 13番は16番の内田がやります。先ほどの12号の原田さんが発表されたところから、ものの20m、ちょっと離れたところですよ。この件について申し上げます。

———では大変珍しいんですが、建売住宅1棟を建設する許可申請です。2月13日に、事務局2名、原田委員、私、内田で現地確認させていただきました。現地は、81ページ、82ページ、———、———が交差する———ですが、———の西側に位置します。———近くですので、270m、非常に近いところございまして、3種農地です。

この交差点は大きな交差点ですから、———あるんですよ。———
———建設当時、その辺に水田があったんですが、農地が分断されたんですね、小さな農地が。この案件については地目は水田ですが、とても現状は農地と言えるような状態ではございません。雑草が繁茂して、放棄地になっております。非常に小さいところですが、目立つところですよ。

当日、譲渡人の———と直接お会いして、事情を聞きました。また———の———にも、電話にて譲渡理由を聞かせてもらいました。その日、———の———にも電話にて事情をお聞きさせてもらいました。

———の所有はこの一部ですが、進入路のための35m²、たった35m²の水田なんですよ。

それと、あと———の———の所有ですが、これはちょうど———を隔てた、81ページの「議案第8号の13」と記載の文字の中で、「13」の文字のあるこの辺に———というお宅があったんです。ここが御高齢の御夫婦が住んでおられたんですが、———

———で、御夫婦とも亡くなったんです、———。子供さんがないぐらいですから、遠戚関係、要するに代襲相続によって———がもらわれた農地です。———の———という方は———と聞きました。———をやっておられるそうですが、典型的な土地持ち非農家という状況の方です。

85ページの建設予定図ですが、———と従来———であった今の———の両方、ですから下からと右側は———です。———は上に当たりますね。そういうところですよ。

大変便利が良いということが選定理由のようでした。ただ、何とまあうるさいです、大きな交差点ですから。

86ページですが、被害防除計画ですが、これは汚水を出されるんですが、この周辺には小さな水路があったんです。水路があったんですが、交差点ができた関係もあるんですが、十数年来、活用も全くされておられません。溝掃除も全くされておられません。———が農地を持っておられる関係で、これにもお話を十分聞いたんですが、水も流れないから水は取ることができないんですね。———の道路を舗装している関係で、———の側溝を利用して排水にするということでございます。

だから、放流先が農業用水路ということがあったんですが、この方も———の方も水利責任者の方にも当たって見たんですが、責任者がおられないんですよ、全く。———

一に問い合わせをされたいんですが、改良区も全く知らないという状態です。

この周辺の水路もありますが、この水路を使って農業を全くされていません。水田も作っておられません。そういうことから、農地の転用に問題はないと考えます。皆様方の御審議をお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、１３番、可決、承認いたします。

５分ぐらい休みましょう。１５分から始めましょう。

午後３時１０分休憩

.....

午後３時１７分再開

○藤井会長 皆さん、おそろいになりましたので再開したいと思います。

それでは、議案第９号と１０号、一括上程させていただきます。事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第９号、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明させていただきます。

議案書６ページに内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第９号につきましては、令和２年２月２６日、公告予定の利用権設定の設定が１件提出されております。農地の集積面積は２,９４４㎡でございます。

内容としまして、賃貸借権の設定が１件、再設定１件となっております。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第１０号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画案の協議について、御説明させていただきます。

議案書７ページに内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第１０号につきましては、県で公告予定の利用権設定が１件です。

内容としまして議案第９号の番号１番について公社から貸し付けを行うものになります。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。委員さん、当事者の方がお見えでありますけれども、あえて退席を求めませんので発言を控えるようをお願いします。

何か皆さん、御意見があればお願いします。どうぞ。

○15番 先ほどから農地の利用というようなことで、この案件も再設定になっていまして、昨年までは市内の——にお住まいの方が——まで通って耕作されていた土地です。私の法人で田植えと稲刈りだけを作業受託という形で請け負ったところですが、昨年の12月に契約が切れるということで、更新しないということでこの地主の——が困って、——に何とかならないかということとで言われた土地です。

片方は2,285だからいいんですが、片方は659ということで実質5aしかないんです。大型のトラクター、コンバインでやっても、かなり山間部にあって急勾配の傾斜地を下りていくような、田植え機も上がるときにまともに上がると後ろへ傾くんです。だから、バックで上がるというようなことで、本当は受けたくなかったんですが、じゃあ誰がやるのかということになると地域の法人が何のためにあるのかということもありますので、結果的に私のところで受けたということですが。農林振興公社からはやめられた理由がわかりますかという電話があったんですが、この今まで作られていた方はこの農地の隣に別の方から農地を借りてハウスでトマトをやられているんです。トマトのほうは忙しく、田んぼをやっている場合じゃないということで、たまたま期限が来たから契約を更新しなかったということです。状況だけ御説明しておきます。

○藤井会長 ありがとうございます。

何か御意見ございませんか。よろしいですか。

では、御意見がないようですので採決に入ります。

議案第9号、第10号、御承認いただけたら挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第9号、第10号、可決、承認いたします。

続きまして、議案第11号、下限面積の設定について、事務局説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案書別紙でお配りしております議案第11号、下限面積「別段の面積」の設定について、説明をいたします。

議案書1枚目の裏側をご覧くださいまして、提案理由とあります。農地法第3条により農地等取得するときの要件が第3条第2項各号で定められております中で、第5号に取得後の耕作面積の下限面積があつて、北海道以外のところでは50aとされております。ただし、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときはその面積を下限面積として設定できることになっております。そして、農業委員会は毎年、別段面積について設定または修正の必要性を審議することとされ

ております。そのため、議案として提出したものでございます。

下限面積につきましては、現在、大道地区と右田地区の一部、小島開作、川開作、村上開作につきましては50a、その他の地域は別段の面積として20aとしております。

このたび、この現行の下限面積の設定を変更しないことを提案させていただきます。

その理由でございますが、参考資料②をご覧くださいまして、この下のほう、農地法施行規則第17条第1項第1号から第3号まで、別段の面積を定める基準があります。

第1号で、別段面積の設定区域は、自然的経済的条件から見て営農条件がほぼ同一であること、第3号で定めようとする面積未満の農地等の耕作者の数その区域の耕作者の総数のおおむね100分の40を下らないこととされております。

次に、参考資料①農地基本台帳上の下限面積算出表をご覧ください。

一番下に防府市全体（大道を除く）という数字がございます。右田の一部だけ除くのが難しいため、このデータをお示ししております。大道を除く総農家数が5,875戸で、経営面積別の農家数と割合を見ますと20a以下の累計農家数が3,347戸となっております。その割合が56.98%で、40%を大きく超えております。右田の一部を含む数値ではありますが、こういうふうな状況であることから下限面積を20aとすることは妥当であると判断いたします。

また、大道地区と右田地区の一部につきましては、50aとしたときの理由、営農面積が他地域に比べ比較的大きいこと、農業関係の補助事業等が実施済み及び計画される地域であること、集落営農、法人化等農業への取り組みが積極的な地域であることということに変動がないため、50aの変更は行わないということでございます。

以上のことから、大道地区及び右田地区の一部の下限面積を50aとし、その他の地域の下限面積を20aとすることにつきまして、御審議のほどよろしく申し上げます。

以上でございます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。大道地区はこのまま50で問題でございます。

〔「問題ありません、よろしいです」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようで、ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それでは、御意見がないようですので、採決に入ります。議案第11号、御承認いただけたら挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第11号、承認いたします。

続きまして、議案第12号、事務局説明をお願いします。

○事務局 御説明させていただきます。

まず、今回の議案が追加でお送りさせていただきました。2月14日付の資料になっています。お手元にお持ちでしょうか。その議案の中に議案本体と、参考資料1と参考資料2が添付されておりますので、御確認ください。

それでは、御説明させていただきます。

このたび、———におきまして土地改良事業が実施される予定になっております。計画の概要につきましては、事前にお配りしております参考資料2のとおりになりますが、場所は———の南側周辺———で、実施設計を含む工期が———から———までの———、事業費が———、関係戸数が———になります。

今回の議案に関する説明ですが、議案第12号の裏面に提案理由を記載しておりますので、ご覧ください。土地改良法におきましては、農用地では原則として使用収益権者、いわゆる耕作者が土地改良事業に参加する資格を有するものであると規定されております。すなわち自作地においては所有者、小作地においては耕作者が土地改良事業に参加する資格を有する者になります。

ただ例外としまして、小作地におきまして土地改良法第3条第1項第2号の規定で、農業委員会に対し、その所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申し出があり、かつその申し出が相当であって、農業委員会がそれを承認した場合、その所有者に交替することができるとされております。

このたび、所有者から参加交替の申し出が、添付の申出一覧のとおり提出されております。

申出一覧の真ん中あたりに記載されている申出者が所有者であります。A4横の形になっておりますが、まずその1番の申出者が所有者であり、交替後の新資格者になります。その右に記載されているのが耕作者であり、現在の資格者になります。

まず、申し入れが相当であるかの判断基準についてですが、土地改良法解説によりますと、まず小作地について農地法第18条に該当する場合、あと所有者を参加させることが土地改良法の目的に照らして妥当であると認められる場合。上の2つに該当する場合、所有者を資格者として交替することが相当というふうにされております。

まず、1番につきましては、農地法による解約というのが賃料の未払いとか借りたところをちゃんとやらないというようなことは———においては発生しておりませんので、該当はありません。

2番について、地域の実情に応じて判断しますが、一般的には所有者を土地改良事業の資格者とすることが適当とされております。

その理由としまして、3点書いております。利用権設定につきましては短期間で設定される場合が多いんですが、土地改良事業は長期にわたる。土地改良事業に伴う地元負担が発生する。あと所

有権に関わるものであることというような状況がありまして、今回の方針案、これを承認するか否かにつきましては、地域の———で話し合いを行いまして、全て交替することで合意が整っているというところから承認について特に支障はないと考えております。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見、御質問がある方はお願いします。どうぞ。

○1番 1番、石川です。使用貸借権と賃貸借権。使用貸借権はタダということですか。賃貸借は有料……。カッコ基盤というのは……。委員会は農業委員会ということは分かったんですが。

○事務局 そうです、基盤法による利用権設定という形になります。

○1番 これ申請は一覧表ですが、全部チェックしたものがあるんですか。でないと……

○事務局 申出書につきましては、それぞれこういった形の申出書で所有者から申し入れがあって、借受人の方の名前と土地が書いたものが記載されたものを一覧という形で、これは全部コピーすると煩雑になると思いましたので、一覧という形で用意しております。

○1番 これはメンバーの中には新規就農の方がいらっしゃるの、今まではただで借りていたのが、今度は多分賃貸借に変わるだろうと思うんですが、負担がありますので、その辺が了解されておかないと。多分了解されているとは思いますが。それから改良事業が終わった後はここへ名前が出ている方へまた集めて……。

○事務局 今回、圃場整備を担当しているところが農林漁港整備課というところで、呼んでいますので、説明を替わらせていただきます。

○農林漁港整備課 農林漁港整備課の——と申します。よろしく申し上げます。

こちらの地区につきましては、圃場整備完了後は法人さんを立ち上げられまして、法人さんで耕作、あと先ほど言われました担い手で——、こちらのほうとその他あるんですけど、そちらのほうで耕作していくという予定で今話し合っております。（「——が……」と呼ぶ者あり）いや、じゃないです。

○藤井会長 どうぞ。

○11番 その割合とかはもう決まっているんですか。法人が何haで——が何haで。

○農林漁港整備課 そうですね、今、面積の割合というのはないんですけど、基本的には——近くは法人さんがやるということで、残り——を——とか、あとそのほか、そういった形での話は出ているんですけど、正式にどこをどなたがやるかというのは今からになりますので、その辺が出ないとちゃんとした割合というのが出ないんですけども。

○11番 この——というのが——

——ただ地元ではやっぱりこれだけ多くの農地を今やっってくださいっているんだ、改めてよかったなと、まさに求められているのはこういう人だ、地元で、本当に増えてくれれば、地域農業の将来は安心できる姿になっていくのかなとは思っているところですが、——ということでどれくらいになるか……。 (発言する者あり) ありがとうございます。頑張れるようにして後押ししてあげて下さい。

○1番 それと、いつ申し入れがあったのかと。交替希望日はいつなのか決めているんだろうと思うんですけど、7日と書いてあるので。

○事務局 実際の申出書の提出は2月13日です。ただ実際2月13日に出て、書類調整とかできないので、実際、下話では聞いて作業の準備はして、印鑑をもらった書類を出していただくのは2月13日で、7日以内の月例総会を迎えているという状況になります。

○1番 ということは、今日きちんとしなないといけないということですね。

○事務局 よろしくをお願いします。

○藤井会長 ほかに。よろしいですか。——の法人の方、よろしいですか。 (「いいです」と呼ぶ者あり)

○16番 大変喜ばしいこと。ただ、これぐらいの面積で、今、原田さんと話したんですが、多分平地だろうという推測をしたんですが、——でこれだけの圃場整備ができれば上等と思います。各負担金も少なくて済みますから、——、私のところで——かかるんです。高低差があるもので、だから地元負担が結構かかるということですね。だから、土地を持っておられる方が負担しないといけないですね、工事代。

○11番 今、県事業でやった場合7.5%の自己負担というのはどうしてもあるんですけど、随分前から中間管理機構を使ったら地主負担ゼロでできますというのが始まっていて、山口県はまだ取り組み事例がないですけど、ほかの県ではどんどんそれでやっているの、いずれ山口県もその流れに、ゼロでできる流れになってくるだろうなとは思っているんですけど、そのあたり今どうですか。県の課長さんが地元じゃ言ってもよいと言ってくださったんだけど、市のほうはどうかと思って。

○農林漁港整備課 そうですね。石田さんが言われたとおり地元負担ゼロということで中間機構のやつ、これ今のところ実績は——で今1つ取り組みをやっているということで、これからはそういったところも話し合いで、当然、地元負担がないということは多分喜ばしいことだと思うんですけど、その辺は地域の実情とかいろいろな考えもありますので、事前の話し合いの中でそういったものは出して行って、いろいろまた話して進めていきたいと思うんですが。

○藤井会長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので採決に入ります。議案第１２号、御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第１２号、可決、承認いたします。ありがとうございました。

続きまして、報告事項が報告７号から１２号までございます。何か御意見、御質問があればお願いします。

何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特にないようですので、以上で議案審議を終えたいと思います。

午後３時４０分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 2月 19日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員